

## 新旧対象表

変更後	変更前
<p><u>2 促進計画の目標</u></p> <p>1. 旧宗像市地域（略）</p> <p>2. 旧玄海町地域</p> <p>（1） 現況（略）</p> <p>（2） 目標</p> <p>(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域共同で行う農用地、農道、水路等の地域資源の適切な保全管理を支援するとともに同項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援する。<b>また、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生産多様性を保全する。以上、3事業の取組により、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。</b></p> <p>3. 旧大島村地域</p> <p>（1） 現況（略）</p> <p>（2） 目標</p> <p>(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援するとともに<b>同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生産多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。</b></p>	<p><u>2 促進計画の目標</u></p> <p>1. 旧宗像市地域（略）</p> <p>2. 旧玄海町地域</p> <p>（1） 現況（略）</p> <p>（2） 目標</p> <p>(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域共同で行う農用地、農道、水路等の地域資源の適切な保全管理を支援するとともに同項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。</p> <p>3. 旧大島村地域</p> <p>（1） 現況（略）</p> <p>（2） 目標</p> <p>(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。</p>

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能  
 発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
旧宗像市の農業振興 地域内の農用地区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に 掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
旧玄海町の農業振興 地域内の農用地区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に 掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
旧大島村の農業振興 地域内の農用地区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業及び同項第3号 に掲げる事業

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能  
 発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
旧宗像市の農業振興 地域内の農用地区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に 掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
旧玄海町の農業振興 地域内の農用地区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号 に掲げる事業
旧大島村の農業振興 地域内の農用地区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

※別紙地図については、変更前及び変更後の地図を添付